

ポーランド週報

(2023年3月2日～2023年3月8日)

令和5年(2023年)3月10日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ソポト市長に対するスパイウェア「ペガサス」使用に関する報道 「緑の党」の「市民連立」(KO)脱退に関する報道 憲法廷長官の評価に関する世論調査 韓国製K2戦車のポーランドでの整備及び生産 ドゥダ大統領とソウザ・ポルトガル大統領との電話会談 ロシアによるウクライナへの侵略犯罪のための特別法廷の設立に対するポーランドの支持 ドゥダ大統領のカタール訪問 ドゥダ大統領とソグレン・ヘルワンダ首相との会談 ドゥダ大統領とマレイアーネ・モザンビーク首相との会談 ドゥダ大統領のアラブ首長国連邦訪問 モラヴィエツキ首相のサウジアラビア訪問 ウクライナへの供与戦車の整備及び修理								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5000 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 露カリーニングラードでのポーランド人への尋問について エアライフルを用いた傷害事案 当地の銃器携帯許可に関する報道								
経済 OECDによるポーランド経済に関する最新分析 財務大臣のポーランド経済予測 金融政策評議会は、公定金利6.75%に維持 ポーランドとリヴィウをつなぐ欧州規格の鉄道建設 輸入中古車数の減少 水力発電所建設に関する専門家見解 韓国との原子力発電所建設協力に向けた特別目的会社の設立 下院、陸上風力に関する法律を再度修正し可決 国営電力会社の石炭関連資産売却を5月までに完了する見込み ポーランド科学財団によるウクライナ支援プロジェクト								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治
内 政

ソポト市長に対するスパイウェア「ペガサス」使用に関する報道【3日・6日】

3日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、カルノフスキ・ソポト市長が2018年11月から2019年3月にかけて反汚職庁(CBA)によるスパイウェア「ペガサス」を使用した監視・盗聴を受けていたと報じた。6日、同市長は、「ポーランドは、平気で盗聴し、情報を操作し、種々様々な写真を撮り、携帯電話にメッセージを入れることができる国であることがわかり、極めて危険な状況に置かれている。」と述べた。

「緑の党」の「市民連立」(KO)脱退に関する報道【6日】

6日、ガゼタ・ポルスカ紙は、非公式であると断りつつ、「緑の党」が「市民連立」(KO)から抜け、「市

民プラットフォーム」(PO)、「ポーランド・イニシアティブ」、「現代」と袂を分かとうとしていると報じた。また、「緑の党」は、「ポーランド2050」または「左派」と共に選挙に臨むことを検討しており、来月中にも決定が下される予定であるとも伝えられた。

憲法法廷長官の評価に関する世論調査【7日】

7日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが行った憲法法廷長官の評価に関する世論調査結果を発表した。「プシウェンプスカ憲法法廷長官は、同ポストに残り続けるべきか？」という問いに対し、「いいえ」と答えたのは53.3%に及び、「はい」と答えたのは22.6%に過ぎなかった。同長官を巡っては、任期に関して内部の対立が続いている。

外交・安全保障

韓国製K2戦車のポーランドでの整備及び生産【2日】

2日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ポズナンに所在するWZM社を訪問し、「ポーランド軍、防衛産業、そしてポーランドにとって良いニュースをお知らせする。韓国製のK2戦車がここポズナンのWZM社で整備、修理、生産されることになった。新しい雇用が増え、これまでの雇用も守られることになる。WZM社は、非常に優秀な会社で、経験豊かで素晴らしいスタッフにより構成されている。21世紀のために設計された最新の戦車がここで整備、修理、生産されることに何の疑いもない。」と述べた。

ドゥダ大統領とソウザ・ポルトガル大統領との電話会談【2日】

2日、ドゥダ大統領は、ソウザ・ポルトガル大統領と電話会談を行った。会談では、ポーランドとポルトガルによるウクライナ避難民への支援、今後数ヶ月のウクライナにおける進展のシナリオ及び両国がとるべき行動について議論された。両大統領はまた、二国間パートナーシップ協力を更にダイナミック化し、ポーランドとポルトガルの友好関係を強化することに関心を示した。

ロシアによるウクライナへの侵略犯罪のための特別法廷の設立に対するポーランドの支持【4日】

4日、ポーランド外務省は、ロシアによるウクライナへの侵略犯罪のための特別法廷の設立をポーランドは支持する、との声明を発表した。侵略犯罪に関する国際司法裁判所(ICC)での裁判手続は、国連安保理による検察官への付託手続がなされれば開始し得るが、ウクライナの戦争は拒否権を持つ安保理常任理事国の1つが当事者であるため、このような方法での手続開始は見込まれない。そこで、

ポーランドは、国連事務総長と当事国(ウクライナ)の合意により、国連総会の勧告に基づき特別法廷を設立すること、及び証拠を適切に確保するために侵略犯罪訴追のための国際センターを設立することを支持すると発表した。

ドゥダ大統領のカタール訪問【5日～6日】

5日、ドゥダ大統領は、カタールを訪問し、第5回国連後発開発途上国会議(LDC5)に参加した。会議中に行った演説でドゥダ大統領は、「自分は、現在も残忍な新植民地戦争が行われている国と国境を接している隣国の大統領として話している。」と述べ、ロシアがウクライナの子供たちを誘拐しているという統計にも触れながら、ウクライナ侵略は「新植民地戦争」であると強調した。会議の機会を捉えて、ドゥダ大統領は、チャクウェラ・マラウイ大統領などとの会談を行った。

ドゥダ大統領とンギレンヘ・ルワンダ首相との会談【6日】

6日、ドゥダ大統領は、ンギレンヘ・ルワンダ首相と会談し、二国間関係、農業分野における経済協力、ロシアの偽情報対策について話し合った。会談は、カタールで開催された第5回国連後発開発途上国会議(LDC5)の機会を捉えて行われた。

ドゥダ大統領とマレイアーネ・モザンビーク首相との会談【6日】

6日、ドゥダ大統領は、マレイアーネ・モザンビーク首相と会談し、ロシアのウクライナ侵略と開発援助の影響、二国間の経済協力について議論した。会談は、カタールで開催された第5回国連後発開発途上国会議(LDC5)の機会を捉えて行われた。モザン

ビークは、本年1月に選出された国連安保理の非常任理事国であり、任期は2年である。ドゥダ大統領は、会談後、「会談は主にウクライナの状況に関係していた。」と述べ、「ロシアによるいわれのないウクライナ侵略については、アフリカそして国連においても、多くの嘘のプロパガンダが流されている。なぜなら、残念ながら、ロシア人は、これが非常に得意だからである。」と付言した。

ドゥダ大統領のアラブ首長国連邦訪問【6日～8日】

6日から8日にかけて、ドゥダ大統領は、アラブ首長国連邦(UAE)を訪問し、ムハンマド・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン大統領及びムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥーム副大統領兼首相兼ドバイ首長と会談した。7日の大統領同士の会談では、従来のエネルギーと再生可能エネルギーの両方の分野での協力、そしてロシアによるウクライナ侵略について議論された。8日のドゥダ大統領とUAE副大統領との会談では、二国間関係、経済協力、地域問題に焦点が当てられた。

モラヴィエツキ首相のサウジアラビア訪問【7日】

治 安 等

露カリニングラードでのポーランド人への尋問について【2日】

2日、ジャリン特務機関調整担当副大臣は、露情報機関の連邦保安庁(FSB)がカリニングラードに入るポーランド人に対して尋問を行っている旨を指摘した。同庁は、尋問の中でカリニングラードへの渡航目的、連絡先、銀行カードなどの情報を収集しており、尋問しているポーランド人を脅迫するケースもあるという。また、ロシア側は、ポーランド人がポーランド政府の政策をどのように評価しているのかという点にも関心を有しており、政府の政策評価やポーランド国内の雰囲気、ロシアによるウクライナ侵略に対するポーランド人の考え方などにも質問が及ぶとのことである。

エアライフルを用いた傷害事案【4日】

4日未明、マウオオポルススキエ県ズレンチツェ

7日、モラヴィエツキ首相は、サウジアラビアを訪問し、ムハンマド・ビン・サルマン・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード皇太子殿下兼首相と会談した。会談では、現在の二国間関係と、ポーランドのエネルギー安全保障を確保するためのサウジアラビアからポーランドへの石油供給に関するさらなる協力について話し合われた。モラヴィエツキ首相はまた、ポーランド農業の将来的な技術と輸出可能性への投資に関して、ポーランドが持つ大きな可能性を示した。会談では、国際問題や地域問題も提起された。ポーランド首相のサウジアラビア訪問は11年ぶりであった。

ウクライナへの供与戦車の整備及び修理【7日】

7日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ストックホルムで行われるEU非公式国防大臣会合への出発に先立ってワルシャワ空港で会見を行い、「ポーランドは、ウクライナに供与されたレオパルト戦車の整備及び修理を行うサービス拠点をポーランドに設置する用意がある。ポーランドの Bumar-Labedy 社は、レオパルト戦車のサービス拠点となる十分な施設を有している。」と述べた。

(Zręczycze)において、20代男性が30代男性に対してエアライフルを発砲し、片目を失明させるという事案が発生した。加害者は既に警察に拘束されている。警察によると、20代男性は走行中の車からバス停でバスを待っていた30代男性に向かって発砲した後、車で逃げ去ったという。

当地の銃器携帯許可に関する報道【4日】

4日、ファクト紙は、当地における銃器の携帯許可の発給件数が増加していると報じた。同紙によると、現時点において、約287,700件の許可証が発給されており、2021年時点と比較して約37,000件増加しているとのことである。同紙は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック及びロシアによるウクライナ侵略が許可証の増加に影響を及ぼしていると指摘した。

経 済

経済政策

OECDによるポーランド経済に関する最新分析【6日】

ポーランド財政研究所(IFP)のスワヴォミル・ドゥデク所長は、2023年のポーランド経済に関するOECDの最新分析について、ポーランド社会の高齢化が財政を破壊し、公的債務を際限なく増加させており、例えば2050年にはGDPの140%近くまで増加する可能性があることを警告した。現在、ポーランドの債務はGDPの約55%であるが、OECDが報告書で指

摘しているように、ポーランドでは収入に対する年金割合が約35%であり、平均60%を超えるOECD諸国の中では最低の部類に入る。

OECDは、経済成長のペースを加速させるために、定年を女性も男性も67歳に延長する、社会の職業活動を活発にする、経済の規制緩和とデジタル化などの改革を推奨している。この改革シナリオでは、GDPに対する公的債務が減少する可能性さえあると

報告している。

財務大臣のポーランド経済予測【7日】

ジェチコフスカ財務大臣は、ポーランドの経済は減速しているが、景気後退はしていないと述べた。彼女の意見では、2023年のポーランドのGDPは1%になるかもしれない、金利の引き下げについて話すのは時期尚早であるものの、金利の引き上げや現在の水準を維持するという過去の判断は正しかった

と述べた。

金融政策評議会は、公定金利6.75%に維持【8日】

8日、ポーランド金融政策審議会(RPP)は、ブルームバークが調査した31人のエコノミスト全員の予想通り、6か月連続で金利を6.75%に据え置いた。また、中央統計局(GUS)によると、ポーランドの1月のインフレ率は17.2%に達したとのことである。

ポーランド産業動向

ポーランドとリヴィウをつなぐ欧州規格の鉄道建設【3日】

2023年末までにワルシャワからリヴィウを直接つなぐ欧州鉄道軌道に従った鉄道路線が建設される予定で、その後、キーウ方面へ延伸される見込みである。ウクライナは既に欧州の軌道規格である1,435mmの鉄道建設に着手し、現時点でポーランドのフレベンネからウクライナのラヴァ・ルースカまで数kmの区間が建設されている。欧州の機関は、ウクライナの他の鉄道事業も支援する意向である。

最も重要な事業の1つが、クラクフからメディカ、リヴィウを経由してイヴァノ=フランクウスクに至る高速鉄道である。また、ルーマニア、モルドバを経由してオデーサ港まで延長する可能性もある。2023年5月までに、このプロジェクトのフィージビリティ・スタディが準備される見込みである。この路線は市民だ

けでなく、軍事的にも重要な意味を持つ可能性があり、資金調達の可能性が高まる。ウクライナ鉄道はすでにポーランドの新中央空港(CPK)と、ワルシャワ・リヴィウ間の高速鉄道の事業化調査の契約を締結している。また、ワルシャワ-キーウ間の高速鉄道を建設する計画もある。

輸入中古車数の減少【6日】

独サマル研究所は、ポーランドの輸入中古車数が15か月連続で減少していると発表した。登録車数は57,618台で、2022年2月に比べて10.3%減少した。ポーランドに持ち込まれる中古車は徐々に古くなっており、平均13年以上経過している。輸入された中古車のうち、最も人気のある乗用車のメーカーはフォルクスワーゲンで、バンはルノーである。独、仏、ベルギー、オランダ、米国からの中古車が多い。

エネルギー・環境

水力発電所建設に関する専門家見解【3日】

当地紙(Rzeczpospolita)は、ポーランドは新たに3つの揚水発電施設の建設を計画しているが、その費用は高額になる可能性があると報じている。国営電力会社PGEは、ドルノシロンスキエ県で計画しているコストの見積りをまだ実施していないが、科学者は62億ズロチ(13億ユーロ)になると見積もっている。PGEは、3つのプロジェクトの中で最も先進的なこの施設を2030年までに建設する可能性があると発表している。

韓国との原子力発電所建設協力に向けた特別目的会社の設立【7日】

7日、サシン副首相兼国有財産大臣は記者会見で、ポーランドの高度成長と経済の競争力を確保するためには、原子力エネルギーのような安価で安全なエネルギーへのアクセスが必要であり、ポーランドの2つの企業(国営電力会社PGEと民間エネルギー会社ZE PAK)が韓国のパートナー(KHNP)と共に原子力発電所を建設することになり、ポーランドにそのようなエネルギーをもたらしてくれるのは韓国であると述べた。当該2社はKHNPと協議するためにポーランドを代表する特別目的会社 PGE-ZE PAK SPV を設立する契約を締結した。同社はポーランド

代表として、計画中の原子力発電所の事業化調査、立地調査、環境影響評価を実施する予定である。

下院、陸上風力に関する法律を再度修正し可決【9日】

ポーランド下院議会は、陸上風力発電所の設置に関する法律について、上院が修正した野心的な距離規制を否決した。

同法案は、2016年に導入され、風力発電と最も近い家屋との距離を、装置の最大高さの10倍以上とすることを定めた。欧州委員会は、これがポーランドの風力発電の開発を著しく抑制していると指摘し、EUの復興基金(約350億ユーロ)の支出条件、すなわち「マイルストーン」の1つに規則緩和を含めた。

この条件を満たすため、政府は最低距離を500メートルとする法案を作成したが、下院はこれを700メートルに引き上げた。その後、上院は500メートルに戻したが、下院で否決され、国会の立法手続きは終了した。

法案は今後、最終的な署名を得るために大統領に提出される予定である。

国営電力会社の石炭関連資産売却を5月までに完了する見込み【9日】

当地紙は、ポーランド政府は、エネルギー安全保障庁(NABE)への石炭火力発電資産(発電所、褐炭鉱)のスピノフに関し、地元の銀行およびグロー

バル金融機関と「非常に進んだ」協議を行っており、5月までにすべてのプロセスを完了させる意向だと報じた。

科学技術

ポーランド科学財団によるウクライナ支援プロジェクト【9日】

ポーランド科学財団(FNP)は、2022年3月に立ち上げたポーランドとウクライナの研究者が共同研究を行う「FOR UKRAINE」プログラムにおいて、3回目の応募を開始した。本プログラムは、ウクライナ侵略開始時にウクライナの研究機関に所属していた博

士号を持つ科学者と、ポーランドの研究機関に所属していた科学者を対象とし、両国の研究者がペアで参加することができる。これまで2回応募を行い、6件のプロジェクトを採択した。今回は、市民社会の発展、民主主義、欧州統合又は安全保障をテーマとし、1年間のプロジェクトの予算は給与と研究関連費用を含めて268,800ズロチの予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されていました。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情

報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター

(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。
記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)